

配偶者（特別）控除が変わります！

配偶者控除はこれまで、扶養される配偶者の所得金額のみが適用条件とされてきましたが、税制改正により、平成31年度（平成30年分）申告から、扶養する納税義務者の合計所得金額によって段階的に控除額が変わります。配偶者特別控除については、扶養される配偶者の合計所得金額の引き上げが行われました。詳しくは下記の表をご覧ください。

※住民税における控除額を記載しています。所得税については控除額が異なります。

		納税義務者の合計所得金額		
		90万円以下	90万円超95万円以下	90万円超100万円以下
配偶者控除 (老人配偶者控除)	配偶者の合計所得金額 38万円以下	33万円 (38万円)	22万円 (26万円)	11万円 (13万円)
配偶者特別 控除	配偶者の合計所得金額 38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円

税申告Q&A

所得税？住民税？わたしはどっち？など
毎年寄せられるお問い合わせの中から、特に多いご質問にお答えします

Q：確定申告と住民税申告の違いって？

A：確定申告は所得税に対する申告で、所得税は国税といって「国に納める税金」です。一方、住民税申告は住民税（町県民税ともいいます）の申告です。住民税は地方税といい、地方自治体に納める税金の事を言います。公的年金収入のみで収入金額が400万円未満の方や給与収入のみの方で年末調整をした方は、所得税も住民税も申告の必要はありません。また、所得税の確定申告をした場合、住民税申告は不要となります。しかし、国民健康保険税等の算定に影響の出る可能性があるため、昨年中の所得が無い方でも住民税申告が必要となる場合があります。

Q：セルフメディケーション税制ってどんな制度？

A：従来の医療費控除に対する特例として、特定の健康増進等に対する取り組みを行っている方が一般の薬局などで医薬品を購入し、その支払金額が年間1万2千円以上となる場合、一部が所得から控除されるというものです。控除の対象となる医薬品は領収書等にセルフメディケーション税制対象商品である旨の記載があります。但し、従来の医療費控除との併用はできませんのでご注意ください。

問合せ先 税務課 課税係 ☎95-6201

下田税務署 ☎0558-22-0185(音声案内)

※確定申告に関するお問い合わせは「0」を選択してください。

所得税・住民税の確定申告は お忘れなく！

今年も税申告の時期がやってまいりました。住民税申告・確定申告の日程や開催場所を確認して、忘れずに申告しましょう。

住民税申告会のお知らせ

受付時間 9:30~11:00 / 13:00~15:30

地区	開催日	開催場所
北川	2月18日(月)	北川地区防災センター
大川	2月19日(火)	大川公民館
湯ヶ岡	2月22日(金)	湯ヶ岡公民館
片瀬	2月25日(月)	片瀬地区防災センター
白田浜	2月26日(火)	保健福祉センター
入谷・水下	3月1日(金)	水下公民館
奈良本・熱川	3月4日(月)・5日(火)	奈良本公民館
西町・東町	3月8日(金)	役場1階大会議室
田町	3月11日(月)	役場1階大会議室

確定申告会のお知らせ

場 所 役場1階大会議室
受付時間 9:30~11:00 / 13:00~15:30

2月20日(水)

2月27日(水)

- ◆確定申告会では税務署の職員が来庁し、電子申告（e-Tax）による申告相談を行っていますので、積極的にご利用ください。
- ◆会場の混雑状況により、案内を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。
- ◆確定申告期間中は、**下田市民スポーツセンター「サンワーク下田」**の第1会議室でも申告相談を行っております。開設時間等は下記をご覧ください。

サンワーク下田（第1会議室）確定申告会場のご案内

- 開設期間 2月18日(月)～3月15日(金)（土・日を除く）
上記期間中、下田税務署では申告書の作成指導は行っていません。
- 開設時間 9:00～17:00（受付終了時間 16:00）
- その他 税務署から送られたはがき又は封書「利用者識別番号等の通知」（緑色又は茶色の「重要書類」と書かれた封筒）をお持ちの方は持参してください。
- サンワーク下田第2会議室では、2月18日(月)～25日(月)(土・日を除く)に無料税務相談所を開設しております。（開設時間 9:30～12:00 / 13:00～16:00）
- 譲渡所得（株式及び土地・建物等の売却による所得）及び贈与税の申告相談については、サンワーク下田のみ行っています。